

学術講演会援助規約

(趣旨)

1. 六篠会は神戸大学大学院農学研究科の教員等により開催される学術講演会を後援する。

(対象となる学術講演会)

2. 学術講演会援助を受けるものは以下の要件を満たすものとする。

- ① 教員等が所属する講座が認めたもの。
- ② 六篠会以外の団体から開催費、謝金等の補助を受けていない。
- ③ 「後援：神戸大学農学部同窓会「六篠会」」の記載が入った学術講演会告知ポスターと学術講演会申請書を講演会開催日の2週間前までに事務局に提出する。
- ④ 学術講演後速やかに報告書を事務局に提出する。

(学術講演会援助の援助金額)

一件の申請あたり2万円を限度とする。複数の発表者があった場合でも一開催あたり2万円を限度とする。

(学術講演会援助の用途)

発表者の謝金、旅費等に充当する。

(学術講演会援助の申請方法)

- ① 学術講演会申請書に必要事項を記入し、専攻長又は副専攻長の承認を得る。
- ② 学術講演会告知ポスターを作成する。「後援：神戸大学農学部同窓会「六篠会」」の記載を入れる。
- ③ 学術講演会告知ポスターと申請書を講演会開催日の2週間前までに事務局に提出する。
- ④ 学術講演後速やかに報告書を事務局に提出する。
- ⑤ 報告書の提出後、援助金が支払われる。

(施行期日)

この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。